

令和7（2025）年9月16日

東京大学運営方針会議

議長 本 田 桂 子 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長 板 東 久美子

「求められる総長像（案）」等に関するご意見について

総長選考・監察会議は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学における総長の選考を任務としており、来年度に実施する次期総長選考に向けて、現在、選考プロセスの設計等の準備を進めております。

東京大学運営方針会議規則第5条第4項によると、「運営方針会議は、法人法第12条第6項の基準その他の総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に対し、意見を申し出ることができる。」とされています。

つきましては、当会議で検討を進めている「求められる総長像（案）」及び「選考プロセス」につきまして別紙1及び別紙2のとおりお示しさせていただきますので、ご意見がございましたら、令和7（2025）年10月8日（水）までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、「求められる総長像（案）」及び「選考プロセス」につきましては、いただいたご意見を検討させていただき、本年12月頃、最終的に決定する予定です。

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

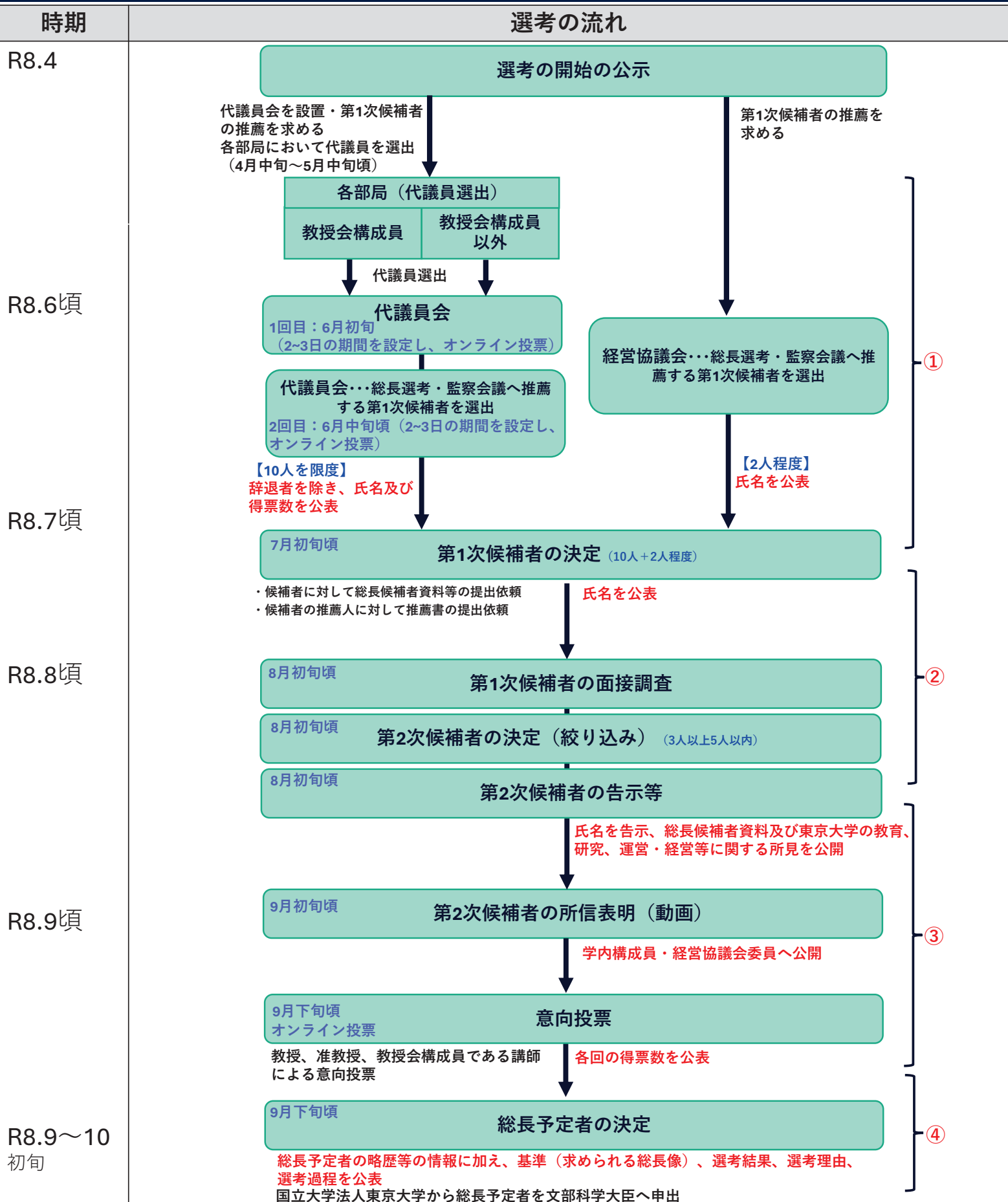
求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html



・この流れ図中の①～④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。

・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。

・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する。

※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ（第1次候補者決定まで） 選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定 ①代議員会の構成の見直し ・組織区分に公共政策学連携研究部を追加 公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの ・教授会構成員以外の者の参画者を拡大 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの ②第1次候補者の推薦における情報提供 ・代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表 ・経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの ③総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの	
② 第2フェーズ（第2次候補者決定まで） 総長選考・監察会議による第1次候補者の面接→ 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定 ④第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し ⑤第1次候補者の面接の時間設定の検討 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間（特に候補者への質疑応答時間）をより長く確保する方向で見直し ⑥第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化 学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの ⑦絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の学外への公開 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの	
③ 第3フェーズ（意向投票まで） 所信表明（動画提供）→ 意向投票 ⑧所信表明（動画）の提供 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするため、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供 第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供 ⑨部長級、各部局事務組織の長に投票権を付与 総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの ⑩意向投票の実施方法の見直し ・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。 ・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について2回目の投票を行う。 ⑪意向投票の投票結果の公表 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。	
④ 第4フェーズ（総長予定者の決定まで） ⑫総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化 情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、新たに実施することとした所信表明の動画提供を含め、前提となる求められる総長像など総長予定者の決定にあたり考慮する事項を明確化	
その他 ●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施する。 実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日（予定） 実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載 なお、運営方針会議にも別途意見を照会する予定	

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

参考資料

2025.7

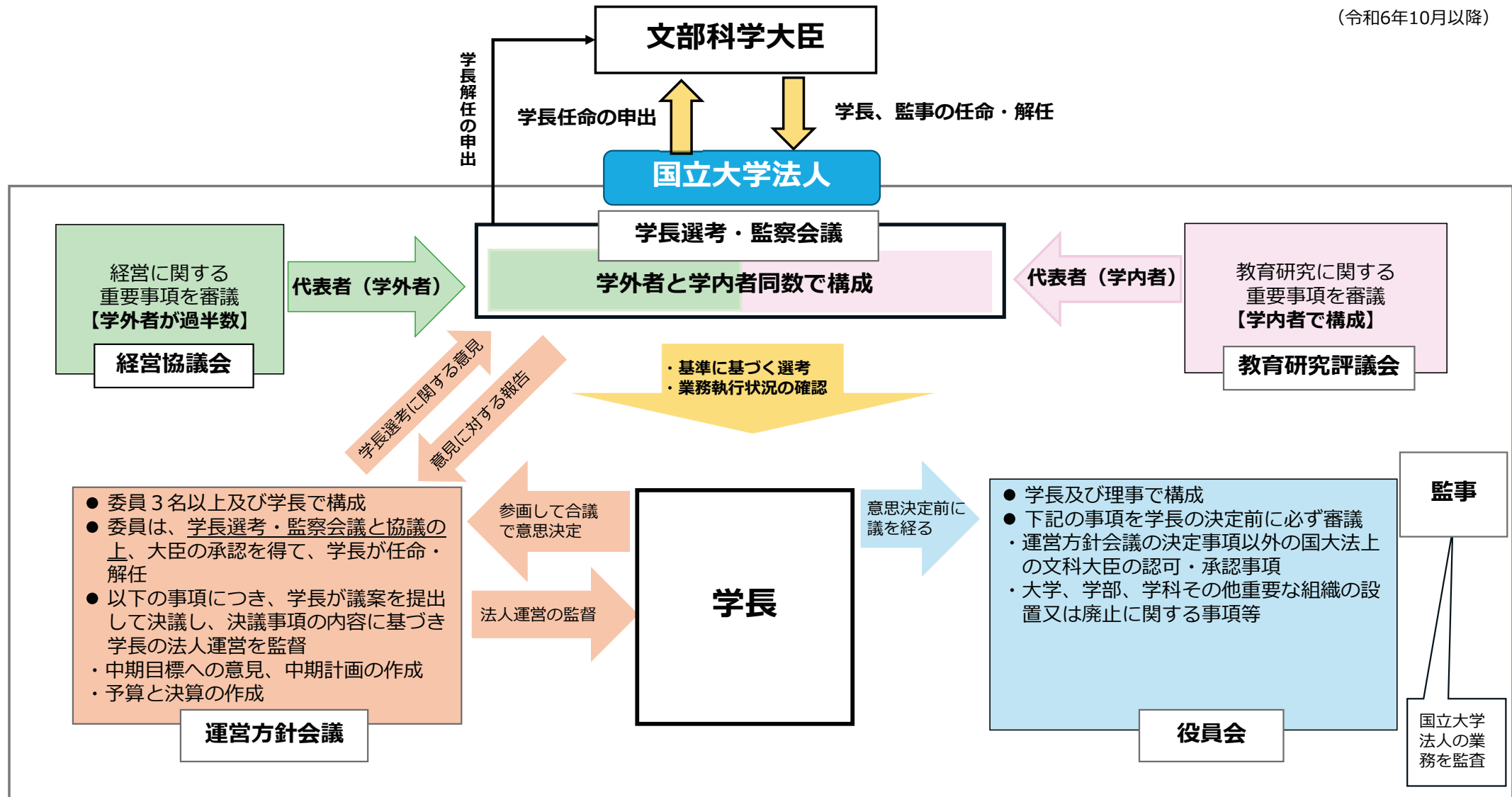
年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
大学組織における総長の位置づけ	検討終了															
次期総長の任期	検討終了															
求められる総長像						経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会		検討	◆求められる総長像の決定		学内諸会議報告		
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示			◆プロセス等の決定		学内諸会議報告		
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示			◆規則改正		学内諸会議報告		
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議 7/22 総長選考会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 運営方針会議 9/17 教育研究評議会 9/17 総長選考会議 9/17 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 運営方針会議	3/13 総長選考会議			

総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

国立大学法人のガバナンス

(令和6年10月以降)



国立大学法人法に基づく総長選考

国立大学法人法（抄）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

（学長の解任等の特例）

第二十一条の八 運営方針会議は、学長が第十七条第二項又は第三項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない。この場合において、同条第四項の規定の適用については、同項中「第十一条の二」とあるのは、「第十一条の二若しくは第二十一条の八第一項」とする。

2 運営方針会議は、第十二条第六項の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

国立大学法人法に基づく総長選考

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（26文科高 第441号）平成26年8月29日 p6～ 一部抜粋

2. 国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正

国立大学法人法及び同法施行規則の改正は、全ての国立大学法人等に適用されるものである。

（1）学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第12条及び第26条関係）

① 学長等選考会議は、当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。このため、学長等選考会議が定める基準には、学長又は機構長に求められる資質・能力、学長又は機構長の選考の手續・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。

国立大学法人ガバナンス・コード（文部科学省・内閣府・国立大学協会） p14～一部抜粋

3－3 学長選考・監察会議

【原則 3－3－1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

国立大学法人法に基づく総長選考

本学における総長選考・監察会議の概要

○設置根拠

- ・ 国立大学法人法第12条第2項

○任務

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
- (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

○委員構成

- ・ 経営協議会選出 8名
- ・ 教育研究評議会選出 8名 計16名

○委員の任期

- ・ 経営協議会選出委員 2年、再任可（在任上限通算6年）
- ・ 教育研究評議会選出委員 3年
- ・ 交代の場合は前任者の残任期間

○開催

- ・ 通常 年8回程度（おおむね経営協議会と同日に開催）
- ・ 令和6年度は13回（うち、書面審議4回）
- ・ 選考実施年度は面接調査を含めて9回程度（2020年度実績）

法人の長の選任・解任における適切な役割

【基本方針二2(5)】

- ⑤ 合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。

(改正内容の解釈)

法人の長は、経営的資質を有し、教学担当役員（プロボスト）や事業財務担当役員（CFO）と緊密に連携しつつ、自律的な大学経営のための体制強化に向けた様々な取組を実行し、国際卓越研究大学のミッションを達成することが期待されており、その選任は体制強化計画を確実に履行する上で最も重要な事項であることから、関係法令の規定に基づき、客観性・透明性ある手続に従い、十分な時間をかけて、必要な資質を備えた者が選任されるべきである。一方、大学の運営状況等の適切な評価を踏まえ、法人の長がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、法人の長を解任するための客観性・透明性ある手続が確立されている必要がある。これらの法人の長の選任及び解任に当たって、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されている必要がある。

なお、国立大学については、法人の長（学長）の選任及び解任の権限は、学長選考・監察会議にあり、合議制の機関である運営方針会議は、学長選考・監察会議に学長選考に関する意見を述べることができることとされている。また、運営方針会議は、学長が解任事由に該当する場合、学長選考・監察会議に報告するものとされている。

以上の点を踏まえ、運営方針会議は、学長の選考に当たって、体制強化計画の履行を担保する観点から、学長に求められる知識・経験・能力を明確化し、学長選考・監察会議に対する意見を述べるとともに、当該意見を受け、学長選考・監察会議は、当該意見の内容を審議し、当該意見への対応についてその理由を付して運営方針会議に報告する体制を構築することが必要である。このことは解任についても同様である。

（任務及び権限）

第5条 運営方針会議は、次の各号に掲げる事項（以下「運営方針事項」という。）を決議し、決定する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項
- (2) 中期計画の作成又は変更に関する事項
- (3) 法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第38条第1項の規定により提出する財務諸表の作成に関する事項
- (4) 予算の作成に関する事項
- (5) 準用通則法第38条第2項の規定により添付する事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項

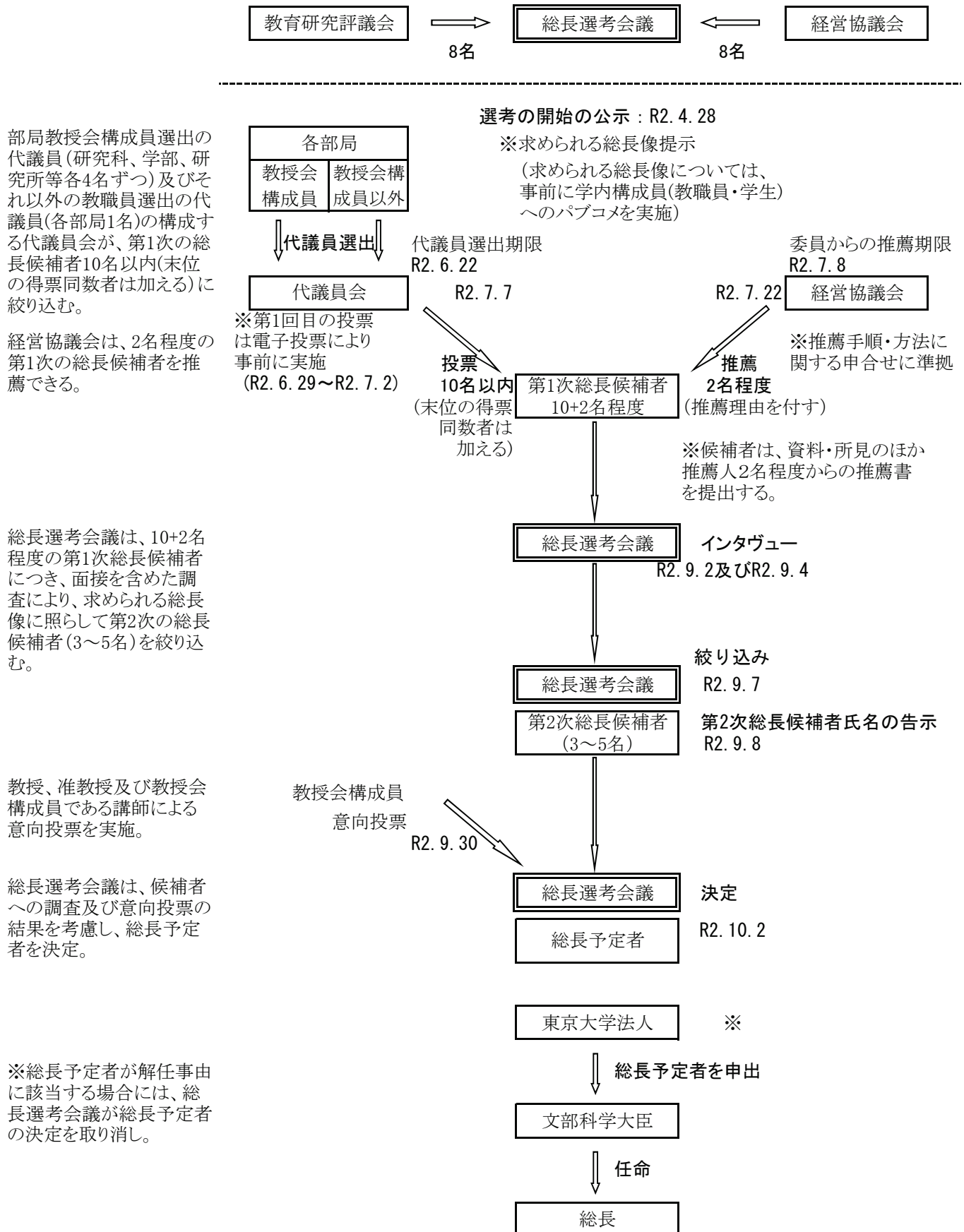
2 運営方針会議は、大学法人の運営が前項により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われているかどうかを監督し、適切に行われていないと認めるときは、総長に対し、大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 運営方針会議は、総長が法人法第17条第2項又は第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長選考・監察会議に報告しなければならない。

4 運営方針会議は、法人法第12条第6項の基準その他の総長の選考に関する事項について、総長選考・監察会議に対し、意見を申し出ることができる。ただし、その意見は、運営方針事項及び次項による国際卓越研究大学等体制強化計画を反映するためのものとし、具体的な総長候補者の提案は含まない。

5 運営方針会議は、国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関する事項を議決し、当該計画に関する業務の執行の状況を監督する。

R2年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ(流れ図)



次期総長選考に向けた課題検討

大学組織における総長の位置づけについて【検討終了】

論点

- ・大学組織における総長の位置づけ
- ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認

検討の方向性

- (a)教学と経営を分離しない（現行維持）
- (b)教学と経営を分離しないが教学を「つかさどる副学長」を置く【学校教育法第92条第4項】
- (c)理事長（経営）と大学総括理事（教学）に分離する【国立大学法人法第10条第3項】

前回選考時

2019年の国立大学法人法の改正により、学長の職務について、教学と経営の分離が可能となったが、総長選考会議では「東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す」との東京大学憲章の理念に基づき、引き続き、教学と経営双方の長たる総長が統括することが望ましいと判断。（令和2年4月7日研究科長・学部長・研究所長合同会議資料より抜粋）

【国立大学法人ガバナンス・コード】原則3－3－5 経営力を発揮できる体制の検討

学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a)教学と経営を分離しない

東京大学憲章に掲げる総長の統括と責任の下、総長は、教学と経営の両面について引き続き最終的責任を負うものとしつつ、各理事に適切にその権限を委譲することによって、主として法人経営側に注力するという本学のUTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会の現段階の検討の方向性について、適切であると判断した。

次期総長の任期について【検討終了】

課題

国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。

論点

- ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討
- ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要
- ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素
- ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要
- ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき

検討の方向性

- (a) 6+0 (H21年～現行)
- (b) 4+0 (S47年～H20年)
- (c) 4+2 (S24年～S47年)
- (d) 5+a (T8年～S13年)・・・など

※過去の検討経緯

「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、これまでの検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。

東京大学総長の任期に関する規則（抄）

（任期）

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、引き続いて再任されることができない。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長が欠けたときの後任の総長の任期は、前任者の残任期間とする。この場合、後任の総長は、引き続いて1回に限り再任されることができる。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).1.10 第11回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 任期6年、再任不可

中長期的な視点で国立大学法人の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、総長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、引き続き、中期目標・中期計画の期間に合わせて総長の任期を6年とすることが適切であると判断した。再任については、総長の権限は非常に強く、引き続き再任を認める場合は、組織及び人材の固定化をまねく恐れがあることから、法人経営人材の育成に資するため、現段階においてその取扱いを見直す必要性はないものと判断した。

次期総長の任期について 【検討終了】 —参考法令等—

国立大学法人法（抄） （役員の任期）

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3－3－1③

学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）【平成26年8月29日】（一部抜粋）

⑤ 学長又は機構長の任期については、国立大学法人等の自主性・自律性の尊重に配慮する観点から、学長等選考会議の議を経て、各国立大学法人等の規則で定めるものであるが、学長又は機構長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、任期を設定すること。また、現学長又は現機構長について、例えば、学長等選考会議が優れた業績を上げていると判断した場合には、教職員による、いわゆる意向投票を行わずに再任を認めるなど、柔軟な手続を確保することについても適切に留意すること。

「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）【平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会】（一部抜粋）

（3）学長の任期

○ 学長の任期については、現在、国立大学法人及び公立大学法人では、2年以上6年を超えない範囲とされているが、再任されることができると法定されている。私立大学については法律上の規定はなく、各大学の判断に委ねられている。
学長の任期については、基本的に各大学が判断すべき事柄ではあるが、過度に短い場合には、大胆な改革を行うことは困難であり、各大学の中長期的なビジョンを踏まえながら、安定的なリーダーシップを発揮できるよう、それぞれに適した年数の任期を設定すべきである。

求められる総長像について【検討中】

論点

- ・「求められる総長像」の具体化についての検討

検討の方向性

- (a) 現行維持
- (b) 国内外の大学における求められる総長像を参考にする

国立大学法人法（抄）
（役員の任期）

第十二条

- 6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

前回選考時

求められる総長像の作成に当たって、広くパブリックコメントを実施し、学内構成員(教職員・学生)の意見も踏まえた「求められる総長像」を策定した。

国立大学法人ガバナンス・コード【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。

【国立大学法人ガバナンス・コード】補充原則3-3-1①

学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

学内WGにおける検討の結果

⇒2025(R7).3.14 第13回総長選考・監察会議において異議なく了承

(a) 現行維持

広く学内外から相応しい者を求めるため、資質・能力に関する基準は、ある程度抽象的な表現を用いて境界条件のような形で示した方がよいのではないかと。

(案)

令和~~2~~●年~~4~~●月~~28~~●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性を持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切に優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

本学における意向投票【検討中】

東京大学総長選考・監察会議内規（抄）

（意向投票）

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

（総長予定者の決定）

第14条 選考・監察会議は、**第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。**

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（抄）

5. 内規第13条の意向投票の方法について

- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
- (2) **有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。**
- (3) **投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人**（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）**について1回に限り投票を行う。**

⋮

- (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、**各人の得票数を投票の都度発表**する。

【参考】本学のガバナンスのあり方に関する検討状況－「自律的で創造的な大学モデル」のガバナンス－（中間報告）

p11 一部抜粋（2025年3月4日 UTokyo Compass推進会議ガバナンス分科会・国際卓越研究大学構想策定委員会ガバナンス部会）

・総長のリーダーシップは構成員の支持と信頼の上に成り立つとの本学の伝統から、意向投票は維持されるべき。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

2025.7

年度	2024年度			2025年度												2026年度
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
大学組織における総長の位置づけ	検討終了															
次期総長の任期	検討終了															
求められる総長像						経営協議会・ 教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像 (案)の決定	運営方針会議への意見照会 学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度	検討		◆求められる総長像の決定	学内諸会議報告			
総長選考プロセス								◆プロセス等の (案)決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆プロセス等の決定	学内諸会議報告			
規則改正 (必要に応じて)								◆改正案の決定	学内諸会議提示 学内パブリックコメント 2週間程度		検討	◆規則改正	学内諸会議報告			
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会 6/20 総長選考会議 6/23 経営協議会 7/22 運営方針会議 総長選考会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議 9/16 運営方針会議 9/17 教育研究評議会 総長選考会議 経営協議会	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議 1/13 教育研究評議会 1/14 総長選考会議 1/30 経営協議会 運営方針会議	3/13 総長選考会議			

総長選考の公示

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

2020（令和2）年総長選考後の対応経緯

要望書や質問状の提出

総長選考会議 第2次総長候補者の選定（2020（令和2）年9月）
→プロセスの公平性・透明性に問題があるとして学内外から要望書や質問状等が提出された。

選考過程の検証

外部の弁護士数名によって構成される「総長選考過程検証委員会」を発足し検証を行った。（2020（令和2）年10月～12月）
→検証結果 ・次期総長予定者の決定は、正当に成立した。
・総長選考会議の組織、運営に関して課題がある旨意見

組織に関すること

- ・ 教育研究評議会、経営協議会における総長選考会議委員の選出方法のあり方
- ・ 学内委員の任期・交代・再任のあり方
- ・ 学外委員の任期・交代・再任のあり方
- ・ 総長選考会議の運営の適正性の確保

総長選考会議の組織検討ワーキンググループ（2021（令和3）年4月～11月）
→具体的な改善方策等を経営協議会及び教育研究評議会に提案

【総長選考会議委員の選出方法のあり方】

- ・ 「東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、経営協議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選考方針、選出手続を定めた。
- ・ 学外委員候補者推薦委員会の設置
- ・ 「東京大学教育研究評議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、教育研究評議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選出方法について、従来の部局輪番制を維持しつつ規定を明文化。

【学内委員の任期等】

- ・ 総長選考会議学内委員の任期を3年とする。

【学外委員の任期等】

- ・ 総長選考会議学外委員の任期を2年、在任期間上限を通算6年とする。

【経営協議会学外委員】

- ・ 経営協議会学外委員の在任期間上限を通算8年とする。
- ・ 経営協議会学外委員の構成に関する方針決定
多様性の確保、本学執行部経験者の学外委員就任制限、選考理由等の公表

運営に関すること

- ・ 議事運営ルールの明確化
- ・ 議事録や録音などの管理・公開方法
- ・ 議長の役割について
- ・ 経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化 等

2021（令和3）年度の総長選考会議において、関連規則等を改正した

改善の取り組み

関連規則等の改正

- ・ 表決により議決すべき事項、表決方法、手続きの明確化
- ・ 議事の記録、公開など運営の改善
- ・ 保秘事項の明文化
- ・ 議長の選出にあたって総長が関与することを避け、互選を実質化、議長選出方法の明確化
- ・ 議長行動指針の制定
- ・ 会議の傍聴、陪席者の明文化
- ・ 経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化

※令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書（令和2年度総長選考過程検証委員会）

<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400151000.pdf>

1. 総長選考会議学外委員の選出母体である経営協議会学外委員の選出プロセスの客観性・公正性の確保

- 本学総長経験者の学外委員就任不可
- 本学経験者の学外委員就任制限（理事等経験者の就任は退職後6年経過が必要）
- 学外委員候補者推薦委員会の設置
- 選考理由等の情報を開示

2. 総長選考会議の学外委員の任期を整理

- 任期2年で再任可であるが、通算6年の上限を設定した

3. 総長選考会議の議事運営に関する透明性の確保

- 議決を行うときに表決を用いる事項を具体的に列挙し、表決の方法及び手続を明記
- 議事録の記載密度及び公開の範囲等の取り扱いを明確化
- 各回の会議の議事要旨、議事録（議長を除き匿名化したもの）及び配付資料を東京大学ホームページの選考・監察会議ページに原則として公開すること等を規定

令和7（2025）年度 運営方針会議日程

開催	日時	備考
第1回	令和7年4月23日（水）19:00～20:30	国際卓越研究大学研究等体制強化計画の審議
第2回	令和7年6月23日（月）18:00～21:00	令和6年度決算の審議
第3回	令和7年9月16日（火）9:00～12:00	総長選考に関する意見の審議
第4回	令和7年12月18日（木）9:00～12:00	令和7年度補正予算の審議
第5回	令和8年1月30日（金）10:00～13:00	第4期中期計画の変更
第6回	令和8年3月26日（木）18:00～21:00	令和8年度予算の審議